

日本スポーツ法学会

第5回大会開催

午前中は2部に分かれての自由研究発表、午後からは基調講演とシンポジウムが行われた。

自由研究発表第1部会の吉田勝光会員「野球型スポーツ事故判例に関する一考察」では野球部活動での打撃練習中の事故に関して、責任原因（法的根拠）等の視点から判例の分析がなされた。塩野谷明会員「危険回避の視点からのアルペニスキー滑降競技会の義務」では滑降競技のモデル構築や安全対策不備についての指摘がなされ

た。根保宣行会員「ニュージーランドにおけるスポーツ法の理念と事例として事故補償制度に支えられたスポーツ事故防止策のあり方が検討された。

ting Actについての考察がなされた。

基調講演では、坂東克彦会員「スポーツ事故と判例」においてスキー場の安全性確保のためにスキーヤーの自己責任についての理解を徹底すべきであると指摘された。続いて永井憲一会員「『スポーツ基本法』の理念と研究の状況」では一九九四年十月以降のスポーツ基本法研究専門委員会の活動の成果として作成されたスポーツ基本法要綱案」の紹介がなされた。

立的規範」の重要性が指摘された。菅原哲朗会員「スポーツドクターは医師の法的責任の転嫁が問題とされ、事故抑止には本人の十分な理解を確保することが大切だとされた。四氏の報告後、整序規範、危険の引き受け、自律規範の形成、医師責任といった各提言者の論点をめぐり活発な討論が展開された。



第 11 号

発行人
伊藤
泰

日本スポーツ法学会事務局
〒105-0014 東京都港区芝センタービル4階
電話 03-3457-7111
FAX 03-3457-7135

「行政の政策的特質が指摘された題」では文化省におけるスポーツ

いての考察がなされた。湯浅道男会員「スポーツ事故訴訟における『判例の機能』」では登山事故を事

例に「不法行為法學」に対する批判的観点から「契約当事者間の自立的規範」の重要性が指摘された。

菅原哲朗会員「スポーツドクターの法的位置づけと事故の抑止」で

は医師の法的責任の転嫁が問題と

され、事故抑止には本人の十分な理解を確保することが大切だとき

理解を確保する事が不切離である。

危険の引き受け、自律規範の形成、

医師責任といつた各提言者の論点

をめぐり活発な討論が展開された。

卷之三

(中村祐司 記)

一九九八年 第一回

理事會議事要錄

- 九八年一月三日 早稲田大学
○出席者 伊藤会長、濱野副会長、
山田、小笠原、森川、千葉、永
井、菅原、諏訪各理事、委任
状・坂本理事、池井監事
○第一議題「新入会員に関する件」
では堀田信一（浦和実業学園高）、
小田慶喜（姫路獨協大）の入会
が承認された。

○第二議題「第六回大会について」
では大会を早稲田大学国際会議
場で一二月一九日（土）開催す
ることとし、メインテーマを
「スポーツにおける違法性阻却」
とした。基調講演・提言者等に
ついては会長他で検討し原案を
次回提案することとした。

○第三議題「共同研究会について」
日本臨床医学会とのシンポジウ
ムを七月二十五日金沢大学で開催
することとした。・テーマ
「スポーツの事故防止と医療を考
える」、講演・二学会より、シン
ポジウム五名、レセプション等
を行い、鴨野／根保会員を中心

一九九八年 第二回

理事會議事要錄

第二回・第四回 ドーピング協議会の状況

ドーピング協議会は、一九九七年一月一三日と二月十九日に開催された。第二回の協議会では、JOCが用意した報告書の読み合せが行われた。提言と資料の一編に分かれ、全体で一〇〇頁ほどの分量があった。提言は①ドーピングの歴史、②我が国における現状、③諸外国における現状、④提言、からなっていた。NFSの内部資料に属する部分を削除するか、ASDAは調整機関か、機構にJOCやJASA、日本プロスポーツ協会及びこれらの加盟団体のほか、障害者スポーツ団体や高体連や中体連なども参加させるかなど、が話し合われた。また、ドーピング紛争を仲裁する機関としてオーストラリアではデスピュート・センターよりCASの支部の方が設立するより支部の説明の方が将来

性があるとの意見も出された。私が指摘したのは、①CASを調停機関ではなく仲裁裁判所と訳すべき点、従つてICASの訳語も国際スポーツ仲裁評議機構に統一すべき点、②ドーピングを競技者の良心に任せている団体の自己決定権を無視するし、規則はあつても薬物・方法を限定している団体や競技外検査制度をとつていらない団体の意向に反して検査が行われる可能性がある点であった。そこで、団体サイドに規制・検査権があることを前提に、機構に委嘱する形がとれないと要望した。調整機関と仲裁機関が有効に働くためには各競技団体の協力を仰ぐ必要があるため、提言を配付して意見を聞くことになつた。

第四回協議会では、まず競技団体からの意見・要望が紹介された。

CASの支部の説明とともに配付することを申し出された。最後に一月三一日に神戸国際会議場で開催されアンチドーピング国際会議で提言の概要を英訳とともに配付することを申し出された。

合わせた。

裁機関の設立には好意的な評価が見られた。変更点は、文部省管轄外の団体について機構の参加団体とするのを差し控えたこと、独立法人が望ましいので設置場所として「国立スポーツ科学センター内」と明記しないこととした点である。また、CASの支部の説明とともに配付することを申し出された。午後からは河野一郎助教授により「アンチドーピング」という講演があつた。午後から孟司教授による「ドーピングと身体」という講演があつた。午後から孟司教授による「アンチドーピングとスポーツの歩み」が語られ、「アンチドーピングの今、そしてこれから」と「私とドーピングの距離」と題した二つのシンポジウムが催された。前者のパネラーは、IOC医事委員会関係者、ASDAやCASの事務局長であり、ドーピングに関する実務的な対応のほか法的な扱いにも触れられ、参考になつた。後者は奥野史子、川合俊一、平尾誠二氏など競技関係者によるものであつた。最後に綿井永寿日本体育大学学長により「アンチドーピング神戸声明」が発表された。団体関係者、競技者、学者などスポーツ愛好者と一緒に集めたこの催しは、日本におけるアンチドーピング運動の起爆剤になるに違いない。

(佐藤千春 記)

及川 伸理事の急逝を悼む

千葉 正士

本学会理事及川伸君が、昨年十一月三〇日忽然と逝った。その二月前、欠かさず神戸から出ていた理事会に入院のため欠席と通知があったところ、実は本人も知らなかつたほど胃癌が進行していく手の施しようがなく続あつた。

私がスポーツ法学の組織的発展に確信を持ったのは、一方で

は実定法学と体育学の中に少数だが専門的研究がすでについたからだつたが、他方ではそれが法社会学ないしは法人類学の要請だと信じたからだつた。一九九年五月日本法社会学会大会でこれを訴えた時、及川君は私の部会の司会をし、賛成した坂

本重雄・中村浩爾両君とともにわが学会に積極的に参加してくれた。同君は年齢は私の五歳下だが法社会学会では長く同年輩の学友であつた。そのかれがスポーツ法学の新世界をもともと歩みだしてくれたのがまことに心強かつたのに、早々にして別れねばならないとはただ無情としか思えない。

同君は、東北大学の学部を社会学と法学と双方で卒業して石巻女子高等学校で教えつつ同学大学院で社会学を専攻、一九五九年関西学院大学に招かれ翌年（大阪経済法科大学）『法学研究所紀要』一七号に掲載、九四年の本学会大会に「スポーツ事故と法社会学を担当した。これは五一年に東京都立大学で私が、五七年に明治大学で江守五夫君が開講したのに次ぐ、日本で三

番目に古い法社会学の正式講義であった。同君の法社会学は、広く目配りがききバランスのとれた視点で問題を扱い国際学会にもよく参加し、その知見で日本法社会学会のとくに関西の活動を支えてくれた。

その目がスポーツ法学をもとらえ、九二年に関学を定年退職し大阪経済法科大学に移ると、中村君らと共にスポーツ法学に乗りだし、翌年「スポーツ法学の動向と問題点」で基礎をめりりつぱに育つたから、もう思ふことはやつたとむしろ微笑んでいるに違いない。私も法社会学では非西欧法学の意義を世界に主張できだし、最後のスポーツ法学では学会がこのとうに残すことはない。あとはその発展を楽しみに見守り、いずれは及川君と一緒に別世界から拍手を送り続けたい心境にある。

権利の形成・侵害・放棄」を執筆したのが（同四号に掲載）、さらに新境地に進むとの期待をうらぎる遺稿になつてしまつた。心強い友人を失つて私は淋しい。しかし、これは人間の常道、しかも及川君は、もともと後悔を知らない前向きの人間だから、できることはやつたとむしろ微笑んでいるに違いない。私も法社会学では非西欧法学の意義を世界に主張できだし、最後のスポーツ法学では学会がこのとうに残すことはない。あとはその発展を楽しみに見守り、いずれは及川君と一緒に別世界から拍手を送り続けたい心境にある。